



✧ 研究会報告 ✧

租界・居留地班 第69回研究会

租界と外国駐屯軍—横浜・漢口・天津—

日時：2021年2月19日（金）16:00～18:00

場所：Zoom会議

櫻井 良樹（麗澤大学教授）

はじめに

戦前、日本や欧州列強が保有した租界・居留地には、しばしば列強諸国の軍隊が派遣され、あるいは駐屯した。それは陸軍を中心とする地上部隊のこともあったし、中国沿岸の租借地や植民地を根拠とする艦隊から派遣上陸した海兵隊（陸戦隊）であったりもした。

租界・居留地における軍隊の役割について、租界・居留地研究で取り上げられることが余りなかったのは、植民地とは違って常駐的なものでなかったことによる。筆者は、数年前に、天津を中心に長く駐屯していた華北駐屯日本軍（いわゆるシナ駐屯軍）について、設置から消滅までの歴史をまとめた。その過程で、列強各国が中国に派遣した軍事力や、他の租界の事情がどのようなものであったのか、また租界・居留地にとって軍隊が果たした役割について、より掘り下げていく必要を感じるようになった。

そこでここでは、租界において外国軍隊が有した役割と機能を、日本の横浜居留地、中国の漢口租界、そして天津租界を中心に華北におかれた列強各国軍の、駐屯と撤退の経緯と、役割機能の変化を簡単にまとめてみたい。

1. 天津日本租界の設定と駐屯軍

租界における軍隊の役割を冷静に論じることは難しい。

それは置かれた軍隊は基本的に、その国の主権を損なうものであり、相手国をねじ伏せるための強制装置として機能したからである。しかし華北駐屯軍を見てきて、それが果たした役割、果たそうとした役割はそれ以上の側面があることに気がついた。

たとえば天津という都市の形成過程において、軍隊は一定の役割を果たしている。最近、日本における軍隊研究では、地域の中で「平時の軍隊」が果たす役割に注目が集まっている。それと同様の側面が天津租界の軍隊についてもある。天津の日本軍兵営建設（1902年6月完成）が、天津日本租界の建設（1902年4月請負契約、翌年払い下げ開始）に先行したことにより、天津租界におけるインフラ（病院、電灯、道路、小学校）は軍との関係において整備された。駐屯軍の工兵隊が、福島街などの東側主要道路の構築に協力し、さらに天津旧城南門から兵営を経てフランス租界に至る道路を整備した（図1）。また電灯を最初に兵営に点し、その余力で病院や居留地の民家まで引くことになったという。

また天津の日本租界は、低湿地に造成されたため（図2）、しばしば水害に襲われた。その際に水害の拡大を抑えるために軍隊が出動している。このことは日本内地において災害時に軍隊が果たした対内的機能（吉田律人、2016）と同じである。天津における災害派遣は、むろ



望遠の營兵軍屯駐那支北

図1 天津兵営全景（1929年頃）。左右の道路が駐屯軍工兵隊によって建設されたもの。

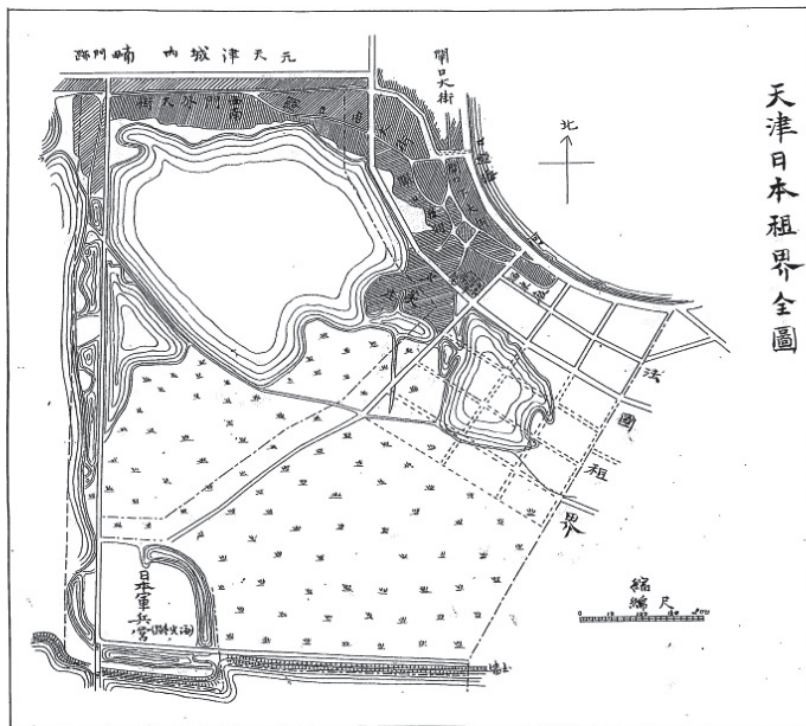


図2 初期の天津日本租界図（1903年）

ん租界に住む日本人のためであったが、日本租界だけを防衛しても水害は防ぐことはできない。必然的に各国の軍隊との協調が必要だったし、また天津租界の住人は圧倒的に中国人であり、日本人は少数派だった。

『昭和十四年天津水災誌』によれば、1917年6月洪水の際に軍隊が出動したものの氾濫を防ぎきることはできなかったこと、しかし1924年には中国と日英仏軍が連携し分担して堤を防御した結果、氾濫を未然に防止できたこと、1939年は決潰後の復旧に軍隊が主に活動したことなどが記録されている。

2. 租界の設定と外国軍隊

以下では、本来の軍隊が有した軍事力の側面について、それが租界でどのように機能したかを見ていこう。そこに租界・居留地における軍隊の特殊性を見ることができ

る。アヘン戦争後、租界の形成が始まる。1845年にイギリスは、外国人専用の居住地として最初の租界を上海に設定した。租界の条約上の根拠は、後に定められる土地章程にあったが、実際には外国人による既成事実の積み重ねによって整備されていった。

租界の警備は警察の仕事であり、有事に際しては義勇隊が結成されてあたるのがふつうであった。軍隊が出動するのは、租界の安全が脅かされるほどの事態が生じた場合であった。排外運動や租界周辺での戦闘に際して、自国民の商権保護や居留民保護を名目として、それはなされた。手続きは領事が本国に要請し、臨機措置としてなされた。国際条約にもとづくものではなく、中国政

府の意向にかまうことなく行われた。その出動にあたっては、おおむね関係各国が協議し警備区域を分担して対応した。

早い時期の出兵として、1854年太平天国による上海攻撃の際に英国人義勇隊が結成され、イギリス海兵隊（陸戦隊）も上陸して防禦にあたったことや、1860年再び太平天国が上海に迫ると、英仏両軍が、反乱に苦しむ清国官憲の要請に応じて上海防禦にあたったことなどをあげることができる。

いっぽう中国水域においては、外国の軍艦に特権が与えられていった。1843年の虎門条約で、開港場に外国巡洋艦1隻を碇泊することができる規定が設けられた。これはほんらい自国民取り締まりを目的としたものであったが、外国艦船の常駐が認められたという点で重要だった。翌年の仏清修好通商航海条約には、自国の商業保護のために軍艦がすべての港に寄港し友好をもって接遇されるべきことが認められている（商業保護権）。

それが他国にも均霑され、しだいに拡大解釈されていった。たとえば1854年にアメリカ揚子江パトロール部隊の成立が、その例である。これらの条約によって存在を許された軍艦は、長江流域の商権保護にあたるとともに、上海では、しばしば軍艦から海兵隊が上陸して、上海租界防衛の中心的役割を果たすことになった。アメリカの海兵隊は1905～34年の間に少なくとも28回、中国に上陸したという（Dennis L. Noble, 1990: p. 187）。

3. 幕末期の日本の例と辛亥革命期における漢口派兵

居留地が設けられた日本に対しても列強諸国は同様な措置を取っている。幕末維新期の横浜英仏駐屯軍がそれであり、1863年から1875年までの12年間、横浜山手居留地に兵営を構えて駐屯した（『横浜英仏駐屯軍と外国人居留地』）。これは幕末の攘夷運動の昂揚の中で、頻々と外国人が襲われる事件が発生したこと、特に1862年の生麦事件を受けて行われたものであった。幕府は手紙の中で事後承認の形で英仏駐屯軍の駐留を認めているが、これは条約に根拠を持つものではなかった。したがって明治に変わり安全が確保されると、駐屯する理由は消滅し撤退していった。軍隊駐留には経費を要し、無駄に軍隊を置いておくことは財政上の観点からも好ましいものではなかった。現在も日本の領域内に外国軍隊が駐留しているが、その経費を日本が「思いやり予算」まで支出して、その存在を認めているのは、単純化して言えば、アメリカ軍の存在を日本政府が必要としている

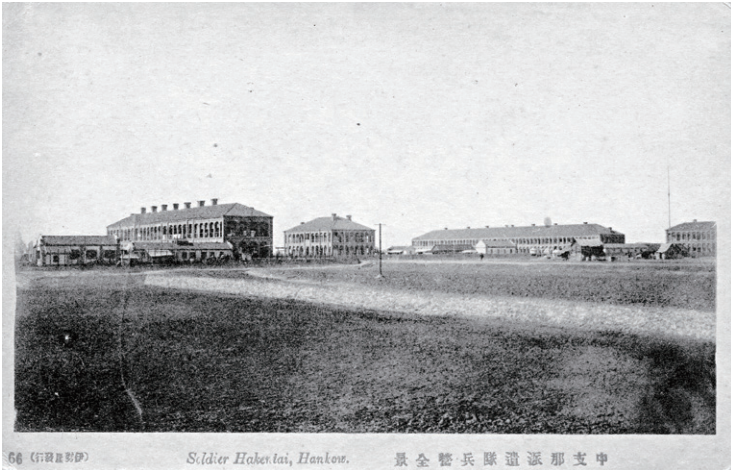


図3 中支那派遣隊兵營

からであろう。

20世紀に入ってなされた列強各国の共同出兵の例として、1911年の辛亥革命時における漢口への出兵措置をあげることができる。その期間と規模は、次のようであった。

- イギリス……1911年12月～1912年10月
(約160人)
- ロシア ……1911年12月～1914年10月
(約270人)
- ドイツ ……1911年12月～1914年2月
(約50人)
- イタリア……詳細不明(約40人)
- 日本 ……1912年1月1日～1922年7月2日
(1個大隊650～700人)

この出兵は租界周辺で激戦が行われ居留民保護の必要が生じたことによるもので、条約上の根拠はなく、したがって情勢が落ち着くと、イギリス軍とドイツ軍は撤退し、駐屯に執着していたロシアも1914年に第1次世界大戦が始まると撤退した。

しかし日本軍だけは10年以上も長期駐屯した。日本軍が、駐屯し続けたのは、華中内陸部における拠点として、また諜報活動の基地として漢口が地理的に重要であったからであり、そのために永久的兵營や通信施設を建設した(図3にはアンテナが写っている)。

しかし1921～1922年のワシントン会議で、列国間において中国における列強権益の正当性をめぐる議論がなされると、日本は撤退を決定し、通信施設も廃止されることになった。このように現地情勢の悪化を理由とする租界への派兵・軍隊の駐留は、長く継続できるものではなかった。

4. 天津における華北駐屯列国軍

これに対して華北駐屯列国軍は、清国が認め

た(認めさせられた)条約に根拠を有する軍隊であるという点で、異なる歴史的展開をたどることになった。関税自主権や領事裁判権などの不平等条約の撤廃が、なかなか難しかったのと同じように、列強諸国は簡単には駐屯をやめようとはせず、撤退は1943年まで持ち越された。

華北駐屯列国軍の起源は、1900年の義和団事変に際して8カ国が連合出兵し、1901年の北京最終議定書(辛丑和約)によって、英仏米露独伊墺日白蘭の10カ国に駐兵権が認められたことによる。第7条到北京公使館区域に護衛兵を置くことが、第9条到北京・海浜間の自由交通維持のための鉄道沿線駐屯権が規定された。その任務と役割は、条約が規定する公使館警備と鉄道保護であったが、警察では対応できない事態が生じた場合に、駐屯軍が自国居留民保護や租界保護にあたることは自明とされた。華北における列国軍が、情勢が落ち着いても長期駐屯を続けることになったのは、条約で規定された軍隊であったことによる。

華北に駐屯した列国駐屯軍は、天津に本部を置き(図4は日本軍兵營)、北京公使館に護衛兵を派遣するとともに、北京・山海関間の鉄道沿線を、担当区域を定めて駐屯した。日露戦後いったん鉄道沿線から撤退したものの、1911年の辛亥革命に際して協定を締結して沿線警備を復活させた。その担当区域の変遷は図5・6に示した通りである。

各国軍の兵力量の増減をかいつままで示そう(末尾の「各国華北駐屯軍兵力変遷表」参照)。最初に決定された兵力を議定兵力といい、それはイギリス2550人、フランス・ドイツ・日本各2600人、ロシア600人、イタリア900人、オーストリア200人、アメリカ150



図4 天津兵營絵画

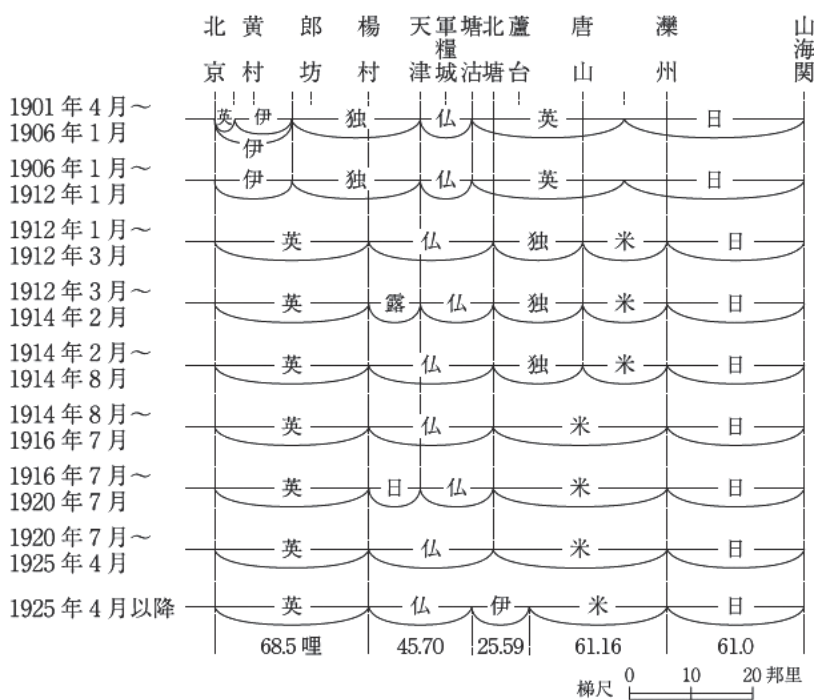


図5 列国鉄道守備区域変遷

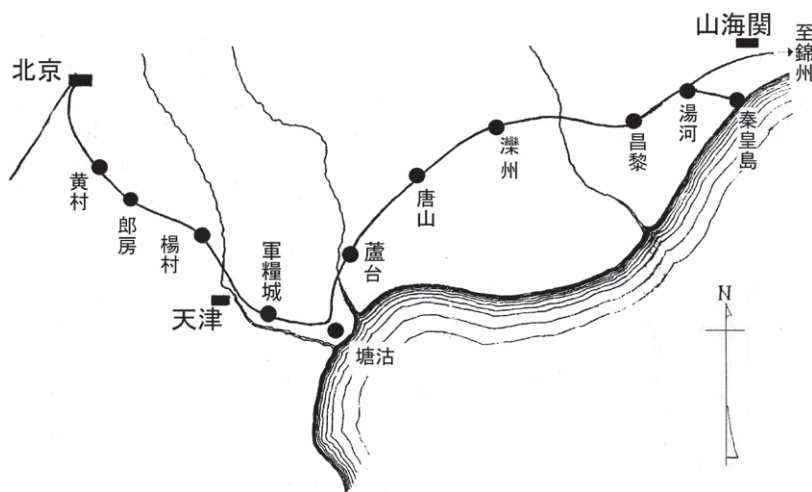


図6 北京・山海関間鉄道における駐屯地点

人で、合計で約1万2000人であった。

日露戦争後には、特に日本とドイツ・ロシアが大きく減兵させ、英仏もそれに追随した。この時期がもっとも合計兵力量が減少した時で、協同して撤退するという提議もなされた。しかしそのような動きを止めたのが辛亥革命の勃発であった。特に日本・アメリカ・イギリス・ロシアが増兵し、一時的には合計で約1万人を超えた。革命後、再び減少し、第1次世界大戦が勃発するとヨーロッパ諸国は本国に兵力を移動させ、日本とアメリカの比重が高まる。アメリカ軍は、撤退したドイツ軍の担当区域を引きついだ。大戦後、イギリスやフランスは兵力を戻すが、日本は逆に兵力を減少させている。

1927・28年に蒋介石率いる北伐軍が北上して混乱

が拡大すると、各国ともに大增兵し再び1万人を超える。1927年はアメリカ軍の、1928年は日本の増兵が大きかった。

予想に反して、日本軍の兵力量はずっと多かったわけではない。しかし変化が激しいのが特徴である。これは地理的に近いこと、簡単に増減が可能であったことによる。いっぽう地理的に遠いイギリスやフランス軍の変化は小さい。またアメリカ軍の兵力量は、1912年以後は多く、特に第1次世界大戦後は日本軍よりも多い。日本軍の数が増加を見せるのは、1928年以後、特に1931年の満洲事変以後のことであった。

5. アメリカ軍の動向と列国による平和維持機能

上の変化において特に注目して欲しいのは、アメリカ軍の動向である。辛亥革命後の1912年に鉄道保護に新たに参加し、フィリピンから陸軍第15聯隊を派遣した。また第1次世界大戦中に旧ドイツ租界内に兵営を設定し租界保護を担当するようになり、華北における重みを増した。それまでは租界を有しないため北京公使館護衛兵(150名)のみであった。それが1000から1500人となり、日本軍兵力を上回った。1922年には国防省(War Department)の直轄統合軍の性格を有する中国駐在米国軍(American Forces in China)に、1924年には国防省の直轄陸軍(Army Forces in China)となった。

1912年1月に日英仏独露米によって鉄道保護協定が結ばれた。これは共同して鉄道沿線の治安維持を図るものであった。それまでも鉄道保護は、保護地点

= 駅を定めて行われていたが、この協定では線的な保護(鉄道の両側2マイルを含む)を明確にした。そしてこの頃からさらに各国駐屯軍は、面的にも治安維持を担うことになった。1912年3月に北京で中国兵による暴動が発生した(北京兵変)時に、北京の列国軍は、共同で公使館守備兵を市内に繰り出しパレードを行うことによって、騒動の拡大を抑えた。このように駐屯軍は、中国情勢の混乱の中で、単に租界保護や邦人保護のような直接的対応を行うだけでなく、混乱そのものを抑制するために軍事力を利用したのであった。

1910年代後半、特に1916年の袁世凱没後、北京政界では軍閥間の争いが繰り広げられ激しい戦闘が起こった。1920年7月の安直戦争、1922年4月からの

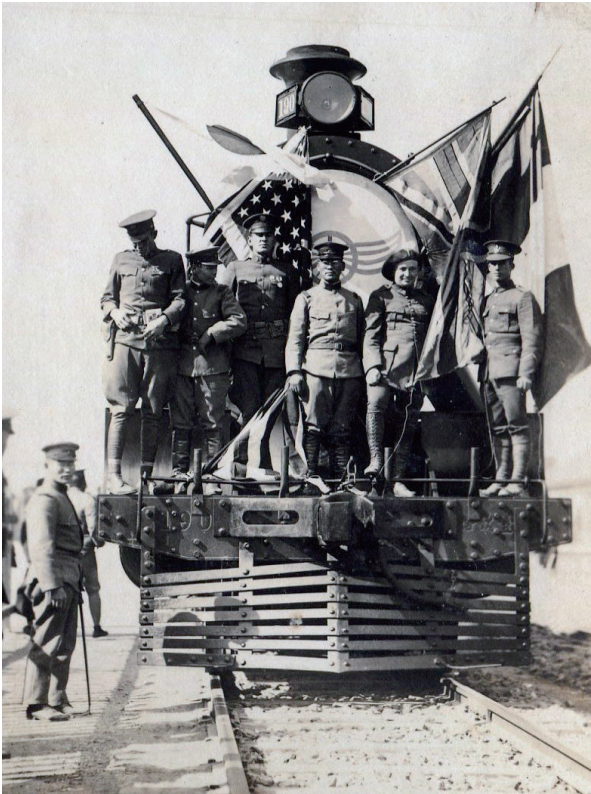


図7 国際軍用列車

第1次奉直戦争、1924年9月からの第2次奉直戦争、1925年12月の郭松齡事件などである。その際に、各国（日英米仏伊）駐屯軍は、共同して北京・山海関間の治安維持にあたった。図7は列国軍によって運行された国際軍用列車である。この間の1924年7月には「在北支那列国軍協同防禦計画」（協同動作計画）が結ばれている。これは増援軍到着までの指揮権の統一方法や、使用し得る軍隊、北京・海浜間交通維持のための担任区域と占領地点の割り振り、天津防禦分担、北京防禦、戦闘計画などを規定したもので、外国駐屯軍による共同治安維持機能の到達点を示すものであった。

1931年11月9日司令官会議で香椎浩平司令官は、駐屯軍の機能に関して、“I thought that we shall be able to maintain the principle of international solidarity for the maintenance of the peace of Tientsin”（天津の平和維持のための国際連帯原則）という発言を行っている（下線は筆者）。この原則が、1920年代においては、各国軍司令官にとっての共通理解であり、外国（この場合は中国）に自国軍が駐屯するための正当性を担保するものであった。

今日でも海外に派遣される軍隊について、平和維持（peacekeeping）とか平和構築（peacemakers）のためと表明されるが、それに似た意識があったといえよう。内戦によって混乱する中国を、列国が共同で管理することにより、無益な内争を止め秩序ある行政を実現させようとする中国国際共同管理論が唱えられていた時代であ

った。この中国国際共同管理論の軍事的側面は、今日のPKOやPKFにつながる側面を有している。なお誤解されると困るので補足すると、今日それらが正当化されるのは国際連合のお墨付きを有しているからであり、お墨付きがあっても同様であるが、ましてや、それがなければ、当事国の政治勢力（単数あるいは複数）から侵略と呼ばれても不思議ではないものである。

6. 日本駐屯軍と列国駐屯軍の役割変化

この平和維持機能の変化という側面から、列国駐屯軍の役割の変化を位置づけ直してみよう。1911年の辛亥革命勃発後から1927年の北伐期まで、列国駐屯軍は秩序維持機能を高めていく方向に動いた。しかし北伐が完了する1928年頃から、日本を除く列国駐屯軍は秩序維持機能の限界を悟る方向に変化していく。いっぽう日本は、列国駐屯軍と共同していくのではなく、単独で対応していく方向に動いていった。

これは日本駐屯軍の役割に変化が起こりつつあったことを示すものだろう。日本の華北駐屯軍は、もともと多様な役割を担っていた。それは居留民保護、交通維持、中国に対する圧力手段、情報収集基地、治安維持などであった。どの役割が重視されるかは、国際環境や日本の外交政策の変化、満洲地域との関係、さらには中国情勢の推移によって変化した。

1920年代前半の中国内戦期には、日本軍は他国軍と同じように平和維持機能を増大させた。しかし満洲事変後になると、華北における統治補助機能を増大させ、特に1935年の華北分離工作後は華北全体の治安維持にあたるようになる。

いっぽう日本を除く列国駐屯軍も変化を見せた。イギリスやアメリカが駐屯を続けていたのは、中国情勢の安定が必要だという理由と、条約上の「権利」を維持し続けたい外交当局（外務省・国務省）が撤退に反対したからであった。

しかし1928年以後になると、イギリス・フランス・アメリカは、駐屯軍の治安維持機能に限界があることを理解するようになり、北伐以後の中国政府による「革命外交」による揺さぶりもあり、列国駐屯軍の共同動作を行うことをやめ、1930年には鉄道保護も停止する。列強諸国の不平等体制維持に対する協調は切り崩され、それは日本を除く列国駐屯軍に対しては、駐屯軍の役割を機能させない方向に影響を与える効果をもたらした。しかしそれでも列国駐屯軍が撤退しなかった一因に、独自の動きを強めつつあった日本駐屯軍を牽制し監視する側面が重視されるようになったというようなことも作用した。

おわりに

1937年7月7日の盧溝橋事件発生後、8月末に日本の華北駐屯軍は廃止され、北支那方面軍の一部となっ

た。それは戦争勃発により、駐屯軍の役割を終えたということの意味する。一部の部隊は天津から山海関の鉄道警備にあたり、機能は引き継がれたものの、その任務は議定書にもとづくものではなくなった。

日中戦争の本格化後も、英仏米伊の駐屯軍はしばらく華北に存続した。イギリス軍が撤退するのは1940年8月であり、アメリカ軍は徐々に減少させ最終的には1941年11月に引き上げを声明し、実行中に日米開戦を迎えた。フランスとイタリアの駐屯軍撤退の正確な日付は不明だが、1943年1月にイタリアが租界を中国に返還し、日本がフランスから接收した租界も6月に返還されているので、それまでには撤退したと思われる。日本も3月に租界を返還しており、6月に旧駐屯軍の3個聯隊が関東軍に編入され華北を去っていった。こうして租界の消滅とともに、華北駐屯列国軍は消滅した。このように横浜や漢口とは異なり、華北の列国駐屯軍は条約によって規定されたものであったから、それを撤退させることには困難が伴い、結局、租界の消滅までそれは不可能であったのである。

【参考文献】

- ・櫻井良樹『華北駐屯日本軍』（岩波書店、2015年）。
- ・櫻井良樹『華北駐屯列国軍と東アジア国際社会』（『麗澤大学大学院言語教育研究科論集 言語と文明』16巻1～16頁、2018年）。
- ・横浜対外関係史研究会・横浜開港資料館編『横浜英仏駐屯軍と外国人居留地』（東京堂出版、1999年）。
- ・吉田律人『軍隊の対内的機能と関東大震災—明治・大正期の災害動向』（日本経済評論社、2016年）。
- ・Dennis L. Noble, *The Eagle and the Dragon: The United States Military in China, 1901-1937*, Greenwood Press, 1990.
- ・本間部隊本部『昭和十四年天津水災誌』（同本部、1940年）。

- 図1 天津兵營全景（1929年頃）（『北支那大観 昭和三・四年北支那駐屯記念写真帖』）
- 図2 初期の天津日本租界図（1903年）（『在支帝国専管居留地関係雑件（天津之部）』第3巻、アジア歴史資料センター）
- 図3 中支那派遣隊兵營（絵葉書、年代不詳、筆者蔵）
- 図4 天津兵營絵画（『昭和六年満州事変 支那駐屯軍記念写真帖』陸軍恤兵部）
- 図5 列国鉄道守備区域変遷（Guarding of railroads, China, RG395.8 #5960 Box64, NARA II蔵、『北支那列国鉄道守備区域変遷伊国配兵の変化に関する件』『密大日記大正14年第1冊』アジア歴史資料センターより作成）
- 図6 北京・山海関間鉄道における駐屯地点（『清国駐屯軍配備略図』『明治四十四年密大日記』を修正）
- 図7 国際軍用列車（小平長造アルバム、筆者蔵）

各国華北駐屯軍兵力変遷表

時 期	イギリス	フランス	日本	アメリカ	ロシア	ドイツ	イタリア	オーストリア	合計	出典
1900年8月10日	6,000	3,500	22,000	3,127	12,374	300	42	73	47,416	1)
各国最多兵力	33,450	20,000	22,750	4,636	23,000	21,500	3,000	400	128,736	2)
1901年6月頃	6,600	4,000	不記載	150	2,000	5,208	1,300	300	—	3)
議定兵力	2,550	2,600	2,600	150	600	2,600	900	200	12,200	4)
1902年1月31日	4,720	2,400	1,400	150	1,020	3,250	1,050	150	14,140	5)
1903年5月	2,177	1,731	1,627	105	207	2,054	283	181	8,365	6)
1905年6月	2,129	1,968	1,210	146	299	2,088	310	219	8,369	7)
1906年7月1日	2,195	1,665	1,242	110	299	761	247	219	6,738	8)
1909年2月末	1,901	1,333	555	147	36	754	233	216	5,175	9)
1911年11月1日	2,919	1,120	504	228	223	146	225	42	5,407	10)
1912年2月3日	2,840	1,319	1,253	821	583	358	195	125	7,494	11)
1912年3月31日	2,846	1,481	2,475	1,790	1,090	454	189	146	10,471	12)
1914年6月	2,941	1,270	1,772	1,137	51	468	210	83	7,932	13)
1915年3月	482	498	600	1,447	50	—	210	—	3,287	14)
1916年10月1日	738	970	1,137	1,670	42	221	34	113	4,925	15)
1921年10月	1,050	1,300	1,100	1,490	—	—	40	—	4,980	16)
1923年10月13日	757	1,525	606	1,273	—	—	50	—	4,211	17)
1926年5月1日	1,007	1,574	824	1,436	—	—	370	—	5,211	18)
1927年7月19日	1,800	2,400	1,300	4,000	—	—	610	—	10,110	19)
1928年6月10日	1,924	2,958	6,187	4,474	—	—	487	—	16,030	20)
1929年6月30日	1,854	2,087	898	1,440	—	—	419	—	6,698	21)
1932年9月1日	1,002	2,010	1,897	1,348	—	—	420	—	6,677	22)
1937年1月31日	999	1,839	4,080	1,257	—	—	384	—	8,559	23)
1938年1月1日	962	1,994	—	1,348	—	—	409	—	4,713	24)
1940年6月頃	170	230~240	—	350	—	—	130	—	880~890	25)
1941年8月頃	—	443	—	289	—	—	187	—	919	26)

出典 1,2)『清国事変戦史』。4,6,11)『義和団関係北支駐屯軍隊関係一件』。3)『外邦測量沿革史』。5)『清国事件書類』。7,8,13,15,16) FO228/2256・2259・2695・3396。9,17,23)『密大日記』。10,14) FO371/1088・2330。12)『清国革命』。18)『英修道関係文書』北九州市立大学蔵。19)『日本外交文書』。20)『陸支密大日記』。21) RG395.8 #5960 Box37。22,24) WO106/104。25)『東京朝日新聞』1940年6月12日。26) FRUS 1941, vol. 5。